# 意見の募集を行った「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(案)」を定めないことについて

内閣官房副長官補室
内閣府男女共同参画局

平成 26 年 11 月６日（木）から同年 11 月 19 日（水）まで、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（案)」について、案を公示して意見の募集を行いましたが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（案)」が平成 26 年 11 月 21 日に廃案となったことにより、これを定めないこととしました。

１．意見募集期間及び提出方法

・平成 26 年 11 月６日（木）から同年 11 月 19 日（水）まで（14 日間）
・インターネット上の意見提出フォーム、郵送及び FAX

２．意見提出件数

・９件

以上